

# ネット労務管理塾セミナー第1弾！

1

## ビジネスリーダーの為の 労働基準法 必須編

ヒラガFP労務管理事務所  
セミナールーム“ハッピーニャーゴ”  
社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー(CFP/1級FP技能士)

平賀 信幸

URL:<http://hiraga-fp.com>

例えば...従業員が「この間、友人と土日を利用して、2泊3日の温泉旅行に行きたいので、金曜日に有給休暇が欲しいと、課長に言ったら...こんな忙しいときに、温泉旅行！ 有給休暇は認めない！」と言われた...自分が休んでも仕事に支障はでないのに...と、呟けば...たちどころに、あっちこっちから、いろいろなアドバイスが返ってくる。

最近の労働者は、ツイッターにSNS...etc...結構、インターネット等で情報ツウ！

「そんなの、知りませんでした(>\_<) では...大きなトラブルの元！」

リーダーの**重要な仕事**に...適切な**労務管理**があります。

会社の**業績アップ**は、**従業員の貢献**に懸かっています。

法令を順守しない企業はブラック企業とされ、従業員が定着しません。

この機会に！最低ラインの労働基準法を学びましょう！！

